

## 事例詳細 1. 井上房一郎邸（現・高崎哲学堂）

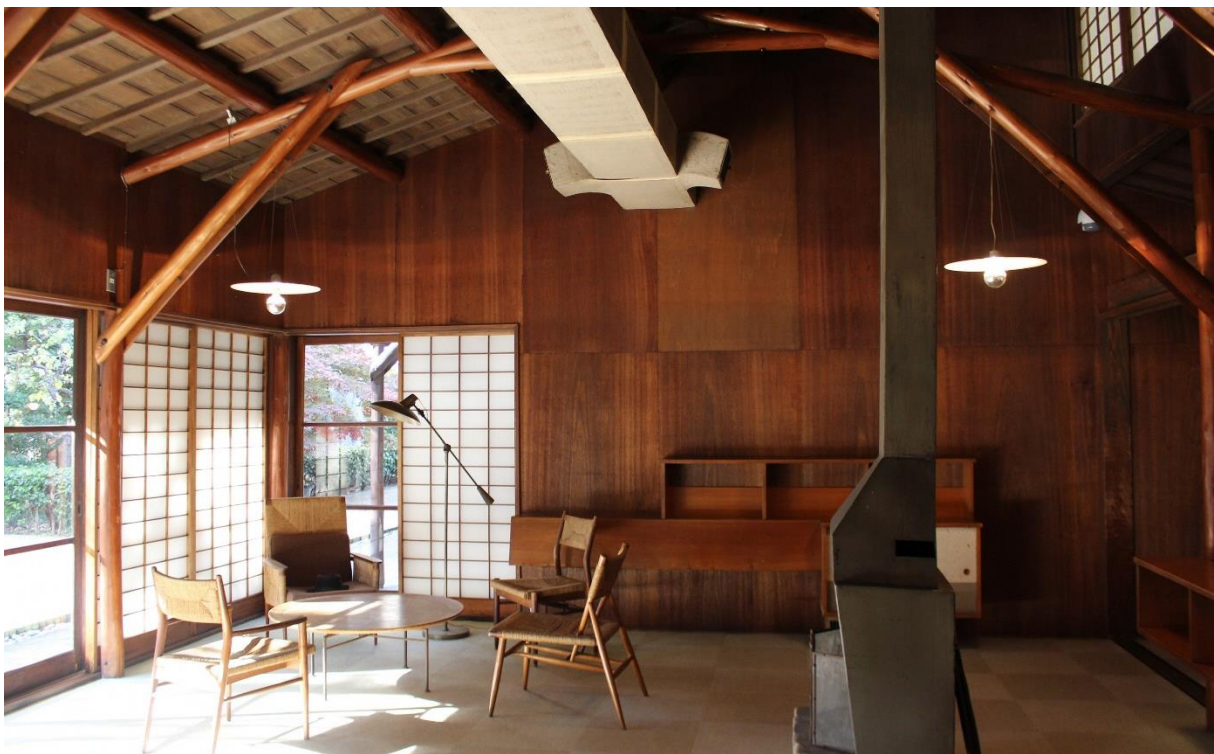
### ■施設の基本情報

○敷地面積 1669.60 m<sup>2</sup>

○延床面積 191.21 m<sup>2</sup>



建物外観



建物内部

## ■施設背景

---

国内に残る「レーモンド作品」として歴史的な価値をもつ井上房一郎邸は、氏の亡き後競売にかけられ、取り壊しの危機にさらされた。駅前の一等地であることから相当の値がついたが、市民団体が立ち上がり、寄付を募って買い取るようになった。2009年に高崎市が取得、2010年には高崎市景観重要建造物に指定されており、同年より併設する高崎市美術館が管理している。

## ■整備内容

---

アントニン・レーモンドにかかわる建築作品を保存し一般公開すること

## ■維持管理・運営体制

---

### ○施設運営者

- ・建物 高崎市（高崎市美術館）

### ○施設管理者

- ・建物 高崎市（高崎市美術館）

※写真出典：高崎市美術館ご提供による

---

## 事例詳細 2. 軽井沢夏の家（現・ペイネ美術館）

---

### ■施設の基本情報

○敷地面積 約 100,000 m<sup>2</sup>（軽井沢タリアセンとして）

○延床面積 184 m<sup>2</sup>



建物外観



建物内観

## ■施設背景

---

軽井沢タリアセン（移築当時の名称は塩沢湖レイクランド）は、軽井沢町の南に位置する塩沢湖を中心として、美術館や遊戯施設、レストラン、ショップなどが集まった総合的リゾート施設である。ペイネ美術館は、アントニン・レーモンドが1933年に建てた「軽井沢・夏の家」と呼ばれるアトリエ兼別荘が、おなじ軽井沢町内から1986年に移築されたものであり、美術館として活用されている。

## ■整備内容

---

アントニン・レーモンド設計の建築作品を保存し再活用すること

## ■維持管理・運営体制

---

### ○施設運営及び管理者

- ・建物及び公園 軽井沢タリアセン（有限会社塩沢遊園）

### ○運営の体制

- ・民間事業者による運営

### ○運営における工夫

- ・敷地内に数棟の建物を移築し、様々な観光需要に対応している

---

### 事例詳細 3. 小笠原伯爵邸（現・レストラン「小笠原伯爵邸」）

---

#### ■施設の基本情報

○敷地面積 約 3,300 m<sup>2</sup>

○延床面積 1,106.40 m<sup>2</sup>



建物外観



建物外観

## ■施設背景

---

1927年に小笠原長幹(ながよし)伯爵邸として竣工した建物は、1948年の米軍接收を経て1952年に東京都が買い取り、都の施設として活用されていた。1975年、老朽化により都の施設としての使用を終え、保存・活用手法についての検討が始まった。2000年に保存活用事業実施方針の決定を受け10年間の借受者の公募が行われ、2002年に修復工事を経てレストラン「小笠原伯爵邸」としてオープンした。以降10年ごとに借受者の公募が行われ、現在に至っている。

## ■整備内容

---

昭和初期に建築された文化的、建築史的に貴重な建物だが、老朽化が進み修復工事が必要な状態となっていた。そのため、修復工事の実施と工事費用負担を条件として公募により選定した民間事業者に貸し付けることにより、その豊富な経験とノウハウを活かし歴史的建造物のもつ文化的価値と魅力の再生を図っている。

## ■維持管理・運営体制

---

### ○整備主体

- ・建物 インターナショナル青和株式会社（10年間、定期建物賃貸借）

### ○施設運営及び管理者

- ・建物 インターナショナル青和株式会社（10年間、定期建物賃貸借）

### ○運営の体制

- ・借受者による運営

### ○運営における工夫

- ・建物の文化的価値を生かした店舗経営（レストラン、ウエディング等）をしている
- ・建物の文化的価値をホームページ等で積極的に発信している

---

## 事例詳細 4. 旧古河庭園

---

### ■施設の基本情報

○敷地面積 30,780 m<sup>2</sup>

○延床面積 1,512.39 m<sup>2</sup>



建物外観



建物外観

## ■施設背景

---

J.コンドル設計により建てられた古河虎之助邸と洋風庭園は1917年に、付属する日本庭園は1918年に完成している。虎之助の没後は古河家が後を引き継ぐが、1946年に進駐軍に接収され、1948年の接収解除後は大蔵省管轄の国有財産となった。その後、北区からの要望等により1955年に国より東京都への無償使用が認められ、翌年に東京都は「旧古河庭園」として有料公開を始めた。1982年には東京都の名勝に、2006年には国の名勝に指定されている。

洋館とその周囲部分については、1985年から東京都の補助を受けた大谷美術館による修理工事が行われ、1989年より大谷美術館が東京都の管理許可を受けて公開している。

## ■整備内容

---

庭園部分については、当時北区で不足していた大規模な公園を確保するため、東京都は無償使用の決定後すぐに応急の修景工事を行い有料庭園として開園した。

洋館については、大谷美術館、東京都、文化財関係者などによる修理委員会が設けられ、J.コンドルの設計図等に基づき、細部まで可能な限り当初の設計に忠実に修理を行うこととなった。

## ■維持管理・運営体制

---

### ○整備主体

- ・建物 大谷美術館
- ・公園 東京都

### ○施設運営者

- ・建物 大谷美術館
- ・公園 東京都公園協会

### ○施設管理者

- ・建物 大谷美術館
- ・公園 東京都公園協会

### ○運営の体制

- ・建物は管理許可、公園は指定管理による

## ■その他 関連情報

---

- ・公園区分：歴史公園
- ・関連法規：都市公園法



---

## 事例詳細 5. 旧吉田茂邸（現・大磯城山公園 旧吉田茂邸地区）

---

### ■施設の基本情報

○敷地面積 約 30,000 m<sup>2</sup>（旧吉田茂邸地区） ※公園全体は 330,000 m<sup>2</sup>

○延床面積 743 m<sup>2</sup>



旧吉田茂邸地区



建物外観



建物内部

#### ■施設背景

吉田茂邸は、1884年に養父吉田健三がこの地に建てた別邸から始まり、吉田茂自身は1944年から1967年に永眠するまでここに居を構えていた。その間に門や別棟、サンルーム等の増改築を繰り返している。1969年に西武鉄道に売却された後、地元の保存活動を受けて2006年に隣接する県立大磯城山公園（都市公園）の拡大区域として県が整備する方針が定められた。その整備方針検討中の2009年に本邸が火災で焼失したが、焼失を免れた部分や周辺の緑地等を保存するために整備事業が着手された。

旧吉田茂邸については、大磯町が神奈川県から都市公園法の設置許可を受け、町有施設として再建している。2019年には国登録有形文化財に指定されている。

#### ■整備内容

大磯町は明治時代から政財界の要人や文化人の別荘地・保養地として栄え、現在でも近代史における歴史的建造物がまとまったエリアとなっている。旧三井別邸地区と隣接する旧吉田茂邸及びそれらと一体になった庭園を公園の拡大区域として保存・活用することにより、歴史・文化・自然環境に恵まれた風致の維持を図ることを目的としている。

## ■維持管理・運営体制

---

### ○整備主体

- ・建物 神奈川県
- ・公園 神奈川県

### ○施設運営者

- ・建物 大磯町
- ・公園 神奈川県

### ○施設管理者

- ・建物 大磯町
- ・公園 神奈川県公園協会・湘南造園株式会社グループ（指定管理者）

### ○運営の体制

- ・建物は大磯町（大磯町郷土資料館）、公園は神奈川県（指定管理者）による

### ○運営における工夫

- ・ボランティアによるガイドが豊富な知識と丁寧な説明で利用者を楽しませている。
- ・また、本公園の存在自体が、ガイド自身の生涯活動の場として機能している。

## ■その他 関連情報

---

- ・公園区分：風致公園
- ・関連法規：都市公園法

※写真出典：大磯城山公園公式ホームページより

---

## 事例詳細 6. フェリーチェガーデン日比谷（日比谷公園管理事務所）

---

### ■施設の基本情報

○敷地面積 161,636.66 ㎡（公園全体）

○延床面積 201.94 ㎡



建物外観



外部スペース

## ■施設背景

---

日比谷公園管理事務所は都立日比谷公園の管理施設として1910年に竣工し、1976年からは日比谷公園資料館として利用されてきた。1990年には東京都の有形文化財に指定されている。その後、2005年に民間事業者が建物の保存活用事業者に選定され、文化財補修に加え、隣接する建物と一体的に利用できる多目的ホール（ウェディング施設）に改修され2006年より利用されている。東京都としては初となる文化財の民間活用事例となった。

## ■整備内容

---

日比谷公園に“結婚式”という新たな魅力をつくるだけでなく、有効活用するために貸ホールとして広く開放。加えて、同公園の歴史を展示するスペースを設置するなど、公園の利用者層の拡大を狙った。

## ■維持管理・運営体制

---

### ○整備主体

- ・建物 民間事業者（ワタベウェディング株式会社）
- ・公園 東京都

### ○施設運営者

- ・建物 民間事業者（ワタベウェディング株式会社）
- ・公園 東京都

### ○施設管理者

- ・建物 民間事業者（ワタベウェディング株式会社）
- ・公園 東京都

### ○運営の体制

- ・民間事業者による運営

## ■その他 関連情報

---

- ・公園区分：総合公園
- ・関連法規：都市公園法